



## ■ うなぎの採捕についての指示

鹿児島海区漁業調整委員会と鹿児島県内水面漁場管理委員会では、うなぎ資源を保護するため、漁業法の規定に基づき、産卵のために海へ下る「下りウナギ」の採捕を禁止する委員会指示を出しました。

### 1 指示の内容

- (1) **禁止する水産動物**…全長 21 センチメートルを超えるうなぎ  
※全長 21 センチメートル以下のうなぎの採捕は、鹿児島県漁業調整規則第 36 条により、通年で採捕が禁止されています。
- (2) **禁止期間**…毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (3) **禁止区域**…鹿児島海区（公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面）  
熊毛海区（公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面）  
鹿児島県内（奄美市及び大島郡を除く。）の河川等の内水面（公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面）
- (4) **適用除外**…次の場合には、この指示を適用しない。
  - ① 鹿児島県漁業調整規則（昭和 39 年鹿児島県規則第 98 号）第 46 条第 1 項の規定により知事の許可を受けた者が当該許可の範囲内で採捕する場合
  - ② 国の機関又は地方公共団体（大学等の試験研究機関を含む。）が、うなぎに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（国の機関又は地方公共団体から、委託、補助又はその他の関与を受けている場合を含む。）
- (5) **指示の有効期間**…平成 25 年 5 月 10 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

### 2 罰則について

指示に違反した場合、直ちに罰則は適用されませんが、委員会の申請に基づき知事は指示に従うようにとの命令を発し、その命令に違反した場合、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金等の罰則が適用されます。

詳しい内容につきましては、経済チームへお問い合わせください。

## ■ 商工業者が行う町内にある店舗及び事務所の外装、内装に係る改修工事（リフォーム）費用の一部を補助します。

### ● 目的

商工業者の振興を図ることはもとより、町内産業の雇用の創出及び活性化を図るため、町内にある店舗及び事務所の改修工事に補助します。

### ● 補助の対象者

- ① 町内に住所を有し、かつ居住している方
- ② 町内に事務所又は事業所を有し町民税の納税義務者である法人
- ③ 町税などを滞納していない方

### ● 補助の条件

- ① 工事費が 20 万円（消費税を含む。）以上であること
- ② 工事施工業者は町内業者であること
- ③ 年度末（3 月末）に工事が完了すること

### ● 補助金の額

工事費の 3 分の 1 以内（千円未満切り捨て）最高 30 万円

- ※① 新築及び設備備品の購入経費は該当しません。
- ※② 改修工事への補助は 1 回限りです。
- ※③ 工事着手前に必ず申請するものとし、着手後の申請はできません。

詳しい内容につきましては、経済チームへお問い合わせください。



## ■ カブト虫・クワガタ虫買い取ります

買い取りする昆虫 オスで胴体部分が 3cm 以上のもの 1 回の買い取り数 10 匹以上。

- **買い取り場所** 自然まるごと体験ツアー実行委員会 木尾 衛（田代石油内）
- **買い取り期間** 平成 25 年 7 月 31 日まで

詳しいお問い合わせは、TEL 0994-25-2048 または、経済チームへお問い合わせください。